

川島桶川資源循環組合職員の職務に専念する義務の特例に関する  
条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 1 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 5 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。